

条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準

〔平成 19 年 6 月 6 日
総務 第 234 号〕

〔沿革〕 平成 19 年 6 月 6 日付け総務第 234 号制定、平成 20 年 1 月 16 日付け総務第 930 号一部改正、平成 21 年 5 月 14 日付け総務第 139 号一部改正、平成 21 年 12 月 7 日付け総務第 836 号一部改正、平成 22 年 3 月 18 日付け総務第 1211 号一部改正、平成 23 年 9 月 1 日付け総務第 111 号一部改正、平成 24 年 2 月 29 日付け総務第 273 号一部改正、平成 25 年 3 月 6 日付け総務第 301 号一部改正、平成 25 年 12 月 3 日付け総務第 234 号一部改正、平成 28 年 4 月 26 日付け総務第 34 号一部改正、平成 29 年 3 月 29 日付け総務第 204 号一部改正、平成 30 年 3 月 23 日付け総務第 195 号一部改正、平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号一部改正、令和 3 年 3 月 8 日付け出総第 340 号一部改正、令和 4 年 3 月 25 日付け出総第 365 号一部改正、令和 4 年 12 月 16 日付け出総第 266 号一部改正、令和 6 年 3 月 4 日付け出総第 248 号一部改正、令和 7 年 3 月 25 日付け出総第 276 号一部改正

(趣旨)

第 1 この基準は、県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号。以下「規程」という。）第 12 条の規定に基づき、条件付一般競争入札の実施に必要な入札参加資格の設定等に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 規程第 2 条第 1 項に規定する県営建設工事をいう。
- (2) 振興局等 広域振興局の本局、地域振興センター又は総務センター（花巻総務センターにあっては、花巻地区（花巻市及び遠野市）、北上地区（北上市及び西和賀町）に区分する。）をいう。
- (3) 県内業者 岩手県内に主たる営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 7 条における経営業務の管理責任者を置く営業所。以下同じ。）を有する者をいう。
- (4) 県外業者 岩手県内に主たる営業所を有しない者をいう。
- (5) 特定県営建設工事 特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 8 年岩手県告示第 428 号。以下「JV 規程」という。）第 2 条第 2 号に規定する特定県営建設工事をいう。
- (6) 参入見込数 規程第 6 条に規定する資格者のうち、入札参加資格を満たし応札可能と見込まれる資格者数をいう。

(入札参加資格の設定)

第 3 知事は、条件付一般競争入札により契約を締結しようとする場合においては、施工形態、業種・等級別区分、地域要件、施工実績要件及び技術者資格要件など必要な入札

参加資格を設定し、入札公告で示すものとする。

(施工形態の設定基準)

第4 特定県営建設工事における施工形態の設定は、JV規程及び特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する取扱要領（平成8年4月19日付け建振第56号）によるもののほか、別紙1「特定共同企業体発注方針」により行うものとする。

(業種・等級別区分の設定基準)

第5 業種・等級別区分の設定は、規程第6条第3項の規定によるもののほか、別紙2「発注等級の特例」により行うものとする。

(地域要件の設定基準)

第6 地域要件の設定は、別紙3「地域要件の設定基準」により行うものとする。

(施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準)

第7 施工実績要件及び技術者資格要件の設定は、別紙4「施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準」により行うものとする。

(自社施工要件の設定基準)

第8 舗装工事、法面処理工事、塗装工事及び防水工事においては、適切な施工体制の確保及び品質確保の観点から、自社雇用の技能者等で必要な施工体制を確保できることを要件とすることとし、その設定に当たっては、別紙5「自社施工要件の設定基準」によるものとする。

(その他必要な要件の設定)

第9 第4から第8までに定めるもののほか、当該工事の施工に必要な建設業許可その他の資格等に係る要件の設定は、別紙6「その他必要な資格等の設定基準」によるものとする。

(例外的取扱い)

第10 入札談合に関する情報、落札率の状況その他特別の事情があつて必要と認めるときは、知事は、規程第14条第1項の競争入札審議会又は第15条第1項の地方競争入札審議会に審議させた上で、この基準によらない入札参加資格要件を定めることができるものとする。

別紙1

特定共同企業体発注方針

1 土木構造物

	政府調達ライン	10	5	2	1	億円以下
一般工事	単体 混合入札 2~3者JV	外・内・内 3者	内・内・内 3者	内・内 2者	内(単体)	
特殊工事	単体 混合入札 2~3者JV	外・内 2者 (外・外 2者、混合入札、外単体の場合もある)			外(単体)	
入札方式	WTO 一般競争入札	条件付一般競争入札				

2 建築物

	政府調達ライン	10	5	3	1	億円以下
一般工事	単体 混合入札 2~3者JV	外・内・内 3者	内・内・内 3者	内・内 2者	内(単体)	
特殊工事	単体 混合入札 2~3者JV	外・内 2者 (外・外 2者、混合入札、外単体の場合もある)			外(単体)	
入札方式	WTO 一般競争入札	条件付一般競争入札				

3 電気設備・管設備

	政府調達ライン	10	5	3	2	1	億円以下
一般工事	単体 混合入札 2~3者JV	外・内・内 3者		内・内 2者	内(単体)		
特殊工事	単体 混合入札 2~3者JV	外・内 2者 (外・外 2者、混合入札、外単体の場合もある)				外(単体)	
入札方式	WTO 一般競争入札	条件付一般競争入札					

注) 外は、県外業者及び県外業者並みの能力を持つ県内業者、内はその他の県内業者を示す。

4 出資比率

[2者JVの場合] 設計額5億円未満は40%以上、設計額5億円以上は30%以上とする。

[3者JVの場合] 20%以上とする。

5 その他

著しく大規模な工事又は共同施工が行なわれない恐れのある工事については、この方針によらないことができる。

特定県営建設工事の場合は、混合入札も実施できる。

発注等級の特例

1 発注等級の格上げ

技術的難度が高い工事、特に安全管理の徹底を図る必要のある工事、緊急を要する工事等については、規程第6条第3項の発注標準金額にかかわらず、下記により発注等級を格上げすることができるものとする。なお、この場合において、その適用の範囲は狭義に解釈するものとし、真にやむを得ない場合に限る。

- (1) 建築一式工事において、次に掲げる場合は、1等級上位の等級に格上げすることができる。
- ア 鉄筋コンクリート造（鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。以下同じ。）若しくは鉄骨造の建築物の増築、改築又は大規模の修繕をする場合で、当該工事の施工上、新築工事と同等以上の高度な施工管理能力が必要と認められるとき。
 - イ 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造の建築物における耐震補強工事を施工する場合で、新築工事と同等以上の高度な施工管理能力が必要と認められるとき。
 - ウ 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の部分で延面積が300m²、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものを新築する場合で、当該工事現場に一級建築士の免許を有する主任技術者又は監理技術者を置くことが必要と認められるとき。
 - エ 建築物を増築若しくは改築し、又は当該建築物の修繕、模様替え若しくは解体をする場合で、当該建築物を使用中の者又は近隣の住民等に対する安全管理及び公害防止等のため高度な施工管理能力が必要と認められるとき。
 - オ 建築物の使用上著しい支障を来たさないため短期間に工事を完成しなければならない場合で、高度な施工管理能力が必要と認められるとき。
- (2) 建築一式工事において、次に掲げる場合は、建築一式工事A級の資格者とすることができます。
- ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る外壁等の補修工事において、仮設の足場面積が500m²程度を超える場合で、当該工事の施工上、新築工事と同等以上の高度な施工管理能力が必要と認められるとき。
 - イ 現に多数の利用者がいる学校や病院の補修工事等で、人身事故を防止するための安全管理等に高度な施工管理能力が必要と認められるとき。
- (3) 管設備工事及び電気設備工事（以下「設備工事」という。）において、次に掲げる場合は、1等級上位の等級に格上げすることができる。
- ア 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造の建築物の増築、改築又は大規模修繕に係る設備工事で、既設設備と密接な関わりがあり、当該工事の施工上、新築工事と同等以上の高度な施工管理能力が必要と認められるとき。
 - イ 現に使用中の建築物の増築、改築等に係る設備工事で、当該建築物を使用中の者及び近隣の住民等に対する安全管理及び公害を防止する等のため高度な施工管理能力が必要と認められるとき。
 - ウ 建築物の使用上著しい支障をきたさないため短期間に工事を完成しなければならない場合で、高度

な施工管理能力が必要と認められるとき。

- (4) 新技術や新工法を用いる橋梁下部工の耐震補強工事等で、新設工事と同等以上の施工管理能力が必要であると認められる場合は、1等級上位の等級に格上げすることができる。
- (5) 災害復旧工事等緊急を要する工事で、工期を著しく（概ね標準工期の2割以上）短縮しなければならない場合は、1等級上位の等級に格上げすることができる。
- (6) 設計の内容が高度又は特殊な施工技術を要する等のため、発注等級に同種工事の施工実績がある者がないとき又は極めて少ないとときは、1等級上位の等級に格上げすることができる。
- (7) 砂防堰堤の発注等級は、マスコンクリート構造物の特性を踏まえ、堰堤高及び設計額により以下の等級とすることができます。

堰 堤 高	設 計 額	発注等級
15m以上	—	土木A級
15m未満	土木A級の発注標準相当額	土木A級
	土木B級又は土木C級の発注標準相当額	土木B級

※堰堤高は、水通し天端から基礎岩盤までとする。

- (8) 交通信号機等に係る電気設備工事のうち交通信号機新設工事、制御機更新工事、無電柱化関連工事、可変式速度規制標識工事、その他これに類するものは、その性質上、高い安全性や信頼性が求められることから、設計額にかかわらず電気設備工事A級の資格者とすることができます。
- (9) 自然環境の保全に特別の配慮が必要な場合は、1等級上位の等級に格上げすることができる。
- (10) 入札参加申請者がなく打ち切りとなった場合、又は全ての入札参加者が辞退するなど応札者がなく打切りとなった場合等については、別紙3の3に定めるところにより格上げすることができる。
- (11) 上記に類する場合で、真にやむを得ない事情があると認められる場合は、1等級上位の等級に格上げすることができる。

2 県内全域の参入見込が20者に満たない場合の発注等級要件の補正

発注標準金額がB級又はC級相当である工事において、県内全域の参入見込が20者に満たない場合は、当該等級に加え上位の等級も入札参加可能となるよう発注等級要件を補正する。

なお、この場合においては、別紙3の2(4)により地域要件を補正するものとする。

3 県内業者が合併等を行った場合における等級別区分に関する特例措置の適用

建設業者の合併等に伴う総合点数の算定方法及び入札参加機会の確保に関する取扱要領（平成21年3月17日付け建技第636号）に基づく認定を受けた県内建設業者については、以下のとおり取扱うものとする。

（等級別区分に関する特例措置）

合併当事会社のうち1社以上が、合併会社が格付けされた等級の直近下位又は2等級下位に格付けされていた場合は、合併会社が格付けされた等級の直近下位の等級における入札にも参加することができる。

(参考) 発注標準金額（規程別表）

業種	等級別区分	発注標準金額
土木工事	特A級	350,000千円以上
	A級	60,000千円以上
	B級	25,000千円以上 60,000千円未満
	C級	25,000千円未満
建築一式工事	A級	65,000千円以上
	B級	25,000千円以上 65,000千円未満
	C級	25,000千円未満
電気設備工事	A級	25,000千円以上
	B級	25,000千円未満
管設備工事	A級	25,000千円以上
	B級	25,000千円未満
舗装工事	A級	15,000千円以上
	B級	15,000千円未満

地域要件の設定基準

1 原則的な地域要件

設計額	原則的な地域要件（県内業者）
1億円以上	岩手県内に主たる営業所を有する者
5千万円以上1億円未満	工事施工場所の属する振興局等及び隣接する全ての振興局等のいずれかの管内に主たる営業所を有する者
2千5百万円以上5千万円未満	工事施工場所の属する振興局等及び隣接する2つの振興局等のいずれかの管内に主たる営業所を有する者
2千5百万円未満	工事施工場所の属する振興局等の管内に主たる営業所を有する者

※ 設計額5千万円以上の舗装工事については、対象となる振興局等の管内に営業所を有する県外業者をその区域内に主たる営業所を有する県内業者と見なし、この表を適用する。

注1 「隣接する2つの振興局等」は、工事施工場所の属する振興局等管内の外縁に隣接する振興局等（以下「隣接振興局等」という。）のうち、地理的条件（別添3－1「地理的条件優先順位表」に基づき、工事施工場所の属する市町村と各振興局等の優先順位により定めた条件をいう。）により近い順に2つの振興局等を定めるものとする。

注2 「振興局等」とは、広域振興局の本局、地域振興センター及び総務センターが所管する地域をいうものとし、振興局等の所管区域（市町村）は以下の表のとおりする。なお、花巻総務センターの所管区域については、以下の表に従い花巻地区と北上地区に分けて取り扱うものとする。

振興局等	所 管 区 域 （市町村）	
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 隅石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町	
県南広域振興局本局	奥州市 金ヶ崎町	
花巻地区	花巻市 遠野市	
	北上市 西和賀町	
	一関市 平泉町	
沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町	
宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畠村	
	大船渡市 陸前高田市 住田町	
県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村	
二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町	

注3 建設業者の合併等に伴う総合点数の算定方法及び入札参加機会の確保に関する取扱要領（平成21年3月17日付け建技第636号）に基づく認定を受けた県内建設業者については、以下のとおり取り扱うものとする。

（地域要件に関する特例措置）

合併当事会社の主たる営業所が異なる振興局等の所管区域に所在していた場合であって、次に掲げる要件を満たすときは、合併会社のその他の営業所についても、合併会社の主たる営業所とみなす。この場合において、合併会社の業種が、等級別区分が設けられている業種であるときには、

合併会社のその他の営業所についても、別紙2第3の特例措置を適用するものとする。

ア 合併会社が、合併会社の主たる営業所とならなかった合併当事会社の主たる営業所を合併会社の
その他の営業所としたこと。

イ 合併会社の業種が、その他の営業所に係る合併当事会社においても有していた業種であること。

2 地域要件の補正

(1) 県内業者の地域要件の補正

1による原則的な地域要件とした場合において、県内業者の参入見込数が20者（設計額1億円以上の工事においては概ね20者（*））に満たないときは、以下により地域要件を補正するものとする。

設計額	地域要件の補正の方法	県内業者の地域要件
1億円以上	県内全域における県内業者の参入見込数が概ね20者（*）に満たない場合は、「(2) 県外業者の地域要件の補正」により県外業者の地域要件を定める。	岩手県内に主たる営業所を有する者
1億円未満	【ステップ1】 原則的な地域要件に、県内業者の参入見込数が20者以上となるまで地理的条件により順次1振興局等ずつを加える。	補正後の範囲に係る振興局等の管内に主たる営業所を有する者
	【ステップ2】 県内全域まで拡大して県内業者の参入見込数が概ね20者（*）以上の場合は、県内全域を地域要件とする。	岩手県内に主たる営業所を有する者
	【ステップ3】 県全域まで拡大しても県内業者の参入見込数が概ね20者（*）に満たない場合は、県内全域を地域要件とともに、「(2) 県外業者の地域要件の補正」により県外業者の地域要件を定める。	岩手県内に主たる営業所を有する者

* 「概ね20者」の運用については、当面「10者」とする。

(2) 県外業者の地域要件の補正

（1）による県内業者の地域要件の補正を行っても県内全域における県内業者の参入見込数が概ね20者（*）に満たない場合は、以下により地域要件を補正し、県外業者の参加を可能とするものとする。

対象工事	地域要件の補正の方法	県外業者の地域要件
県全域における県内業者の参入見込数が概ね20者（*）未満となる全ての工事	【ステップ1（隣接振興局等の優先）】 工事施工場所の属する振興局等に、県内業者と県外業者の参入見込数の合計が概ね20者（*）以上となるまで、地理的条件により隣接振興局等のうち1振興局等ずつを加える。	補正後の範囲に係る振興局等の管内に建設業法上の営業所を有する者
	【ステップ2】 県内全域まで拡大して県内業者と県外業者の参入見込数の合計が概ね20者（*）以上の場合は、県内全域を地域要件とする。	岩手県内に建設業法上の営業所を有する者
	【ステップ3】 県内全域まで地域要件を拡大しても県内業者と県外業者の参入見込数の合計が概ね20者（*）に満たない場合は、青森県、秋田県及び宮城県（隣接3県）に営業所を有する者を加える。隣接3県を加えて参入見込数の合計が概ね20者（*）以上となる場合は、本県を含む4県を地域要件とする。	岩手県並びに青森県、秋田県及び宮城県の区域内に建設業法上の営業所を有する者

	<p>【ステップ4】 隣接3県まで地域要件を拡大しても参入見込数の合計が概ね20者(*)に満たない場合は、地域要件を付さない。</p>	-
--	--	---

* 地理的条件とは、別紙3の別表1「地理的条件優先順位表」の優先順位によるものとする。

* 「概ね20者」の運用については、当面「10者」とする。

(3) 海中工事における県外業者の地域要件補正の特例

県全域における県内業者の参入見込数が概ね20者(*)未満となる海中工事（水面下ゼロメートル以下の潜水士による作業を伴う工事又は船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの。）における県外業者の地域要件は、(2)の規定にかかわらず、以下によるものとする。

対象工事	地域要件の補正の方法	県外業者の地域要件
県全域における県内業者の参入見込数が概ね20者(*)未満となる全ての工事	<p>【ステップ1（沿岸振興局等の優先）】 工事施工場所の属する振興局等に、沿岸部に位置する大船渡、沿岸本局、宮古及び県北本局の各振興局等のうち、地理的条件により、県全域における県内業者の参入見込数と県外業者の参入見込数の合計が概ね20者(*)以上となるまで1振興局等を加える。</p>	補正後の範囲に係る振興局等の管内に建設業法上の営業所を有する者
	<p>【ステップ2】 全沿岸振興局まで拡大して参入見込数が概ね20者(*)未満の場合は、ステップ1の地域要件に、地理的条件により、参入見込数の合計が概ね20者(*)以上となるまで他の1振興局等を加える。</p>	
	<p>【ステップ3】 県内全域まで拡大しても参入見込数の合計が概ね20者(*)未満の場合、地域要件を付さない。</p>	-

* 地理的条件とは、別紙3の別添1「地理的条件優先順位表」の優先順位によるものとする。

* 「概ね20者」の運用については、当面「10者」とする。

(4) 上位等級の者が参入する場合の地域要件補正の特例

B級又はC級相当である工事において別紙2の2に基づき格付要件を補正した場合は、地域要件を次のとおり補正するものとする。

ア 下位の等級における地域要件は県内全域とする。

イ 上位の等級は、参入見込が上位と下位の合計で20者以上となるまで工事施工場所の属する振興局等に地理的条件により1振興局等ずつを加え、その振興局等までを地域要件とする。

ウ A級業者まで加えて県内参入見込が概ね20者(*)に満たない場合は、県外業者も入札に参加可能となるよう地域要件を補正する。

* 「概ね20者」の運用については、当面「10者」とする。

3 入札参加者がなく入札を打切った場合等の再公告における地域要件等の設定

入札参加申請者がなく入札が打切りとなった場合、又は全ての入札参加者が辞退するなど応札者がなく打切りとなった場合等により再公告を行う場合の地域要件及び発注等級は、原則として以下により設定するものとする。

(1) 土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事の場合

ア 当初公告時の等級がB級又はC級の場合

(ア) 当初公告時に県内の一部地域又は全域を地域要件としている場合（舗装工事において、県外業者を県内業者とみなしている場合を含む。）は、当初の等級及び当初の等級の1等級上位の等級について地域

要件を県内全域として再公告を行う。

(イ) 当初公告時に県外業者が含まれる地域要件を設定している場合（地域要件を設定していない場合を含む。）は、当初の等級及び当初の等級の1等級上位の等級について地域要件を設定せずに再公告を行う。

イ 当初公告時の等級が特A級又はA級の場合（土木工事A級を除く。）

(ア) 当初公告時に県内の一部地域を地域要件としている場合（舗装工事において、県外業者を県内業者とみなしている場合を含む。）は、地域要件を県内全域として再公告を行う。

(イ) 当初公告時に県外業者が含まれる地域要件を設定している場合（地域要件を設定していない場合を除く。）は、地域要件を設定せずに再公告を行う。

ウ 土木工事A級の場合

(ア) 当初公告時に県内の一部地域を地域要件としている場合は、地域要件を県内全域として再公告を行う。

(イ) 当初公告時に県外業者が含まれる地域要件を設定している場合（地域要件を設定していない場合を含む。）は、土木工事A級及び土木工事特A級について地域要件を設定せずに再公告を行う。

(2) (1)以外の業種の場合

ア 当初公告時に県内の一部地域を地域要件としている場合は、地域要件を県内全域として再公告を行う。

イ 当初公告時に県外業者が含まれる地域要件を設定している場合（地域要件を設定していない場合を除く。）は、地域要件を設定せずに再公告を行う。

(3) 上記に定めのない場合及び特定県営建設工事として発注する工事については、競争入札審議会又は地方競争入札審議会の審議に基づき入札参加資格要件を設定のうえ、再公告を行う。

(4) 再公告以降の入札が打ち切り又は取りやめとなった場合には、上記取扱いを参考にして個別に対応を検討するものとする。

地理的条件優先順位表

工事場所		振興局等									
		盛岡	花巻	北上	県南 本局	一関	大船 渡	沿岸 本局	宮古	県北 本局	
盛岡	盛岡市	1	2	3	7	8	9	10	5	6	4
	八幡平市	1	3	4	7	8	9	10	6	5	2
	滝沢市	1	2	3	7	8	9	10	5	6	4
	零石町	1	2	3	7	8	9	10	5	6	4
	葛巻町	1	5	6	7	9	10	8	4	3	2
	岩手町	1	3	5	7	8	9	10	6	4	2
	紫波町	1	2	3	7	8	9	10	5	6	4
	矢巾町	1	2	3	7	8	9	10	5	6	4
花巻	花巻市	4	1	2	3	8	5	6	7	10	9
	遠野市	6	1	4	5	8	3	2	7	10	9
北上	北上市	4	2	1	3	5	6	7	8	10	9
	西和賀町	4	2	1	3	5	6	7	9	10	8
本県局南	奥州市	6	4	2	1	3	5	7	8	10	9
	金ヶ崎町	6	3	2	1	4	5	7	8	10	9
一関	一関市	6	5	4	2	1	3	7	8	10	9
	平泉町	6	5	4	2	1	3	7	8	10	9
大船渡	大船渡市	8	4	6	3	5	1	2	7	10	9
	陸前高田市	7	5	6	3	4	1	2	8	10	9
	住田町	7	4	6	2	5	1	3	8	10	9
本沿局岸	釜石市	7	4	5	6	8	2	1	3	9	10
	大槌町	7	4	5	6	8	3	1	2	9	10
宮古	宮古市	4	5	7	8	9	6	2	1	3	10
	山田町	4	5	7	8	9	6	2	1	3	10
	岩泉町	3	5	6	9	10	8	4	1	2	7
	田野畠村	4	5	8	9	10	7	3	1	2	6
県北本局	久慈市	4	6	7	8	10	9	5	3	1	2
	普代村	4	7	8	9	10	6	5	2	1	3
	洋野町	4	6	7	8	10	9	5	3	1	2
	野田村	4	6	8	9	10	7	5	3	1	2
二戸	二戸市	3	4	5	6	8	9	10	7	2	1
	軽米町	3	4	6	7	8	10	9	5	2	1
	九戸村	3	4	6	7	8	9	10	5	2	1
	一戸町	3	4	5	6	8	9	10	7	2	1

※ 隣接する振興局等（着色）を優先して順位を付した後に、その他の振興局等の順位を付している。

※ 順位は、当該市町村の役場と振興局等が所在する合同庁舎の間の距離で近い順とした。

※ 経路選定は、国道（自動車専用道の有料区間は除く）、県道の主要路線（概ね2車線以上）とした。

※ 距離は、道路時刻表及び岩手県道路区間延長図により求めた。

入札不調頻発工種等における地域要件設定等の緩和に係る取扱い

1 趣旨

県営建設工事の発注において、発注時期、工種及び地域等によって入札不調が頻発することがあることから、この入札不調による工事進捗の遅れ等を避け事業の着実な実施が図られるよう、地域要件設定等の緩和に係る取扱いを定めるもの。

2 地域要件設定等の緩和の対象及び期間

- (1) 対象は、アからウの全てを満たし、入札審議会において緩和することが適當と認められたものとし、決定した適用期間内の全ての該当工事について、下記4の要件緩和等を行うことができる。
 - ア 設計額が税込1億円未満であること。
 - イ 直近数か月(1年以内)の間で、適用する地域における同業種、同等級及び同工種・工法・工事内容等の入札不調率が高いと認められること。(※県全域の同工種や適用する地域の全工種の入札不調率等と比較し、概ね2倍以上の率になるなど高いこと。)
 - ウ 適用する地域の建設関係団体から、当面の公共工事の施工余力等について意見聴取できていること。(※特定業者の意見でないこと。)
- (2) 適用する期間は必要最小限とし、最長で当該年度末までとするが、1月以降に適用する場合は最長で6か月間までとする。また、継続が必要なときは、下記3のとおり行うこととする、「入札不調」は「適用する地域業者の入札不参加」に置き換えるもの。(※適用する地域業者の入札参加の有無を確認するもの。)

3 取扱いの適用方法

- (1) 発注部局等の長は、適用が必要な業種、等級(又は、予定価格の範囲)、工種・工法・工事内容等、地域及び期間並びにその根拠(直近の入札不調率が高いこと。)等を様式第4号に記入し、工事に係る合議等とは別に、審査指導監等へ依頼すること。
なお、適用する範囲は必要最小限とし、根拠なく(1億円未満、振興局全域など)大きくし過ぎないこと。
- (2) 審査指導監等は、(1)の依頼内容を確認の上、入札審議会において審議し、決定すること。なお、年度を跨いた期間とした場合、次年度の新たな審議は不要とする。
- (3) 発注部局等の長は、上記(1)により依頼する前に、適用する地域の建設関係団体から、適用する地域における当面の施工余力等の状況について、意見聴取すること。

4 要件緩和等の方法

- (1) 地域要件は、別紙3の1に定める設計額の区分にかかわらず、「岩手県内に主たる営業所を有する者」とする。なお、本取扱いを適用した工事が入札不調となった場合の再公告における地域要件等の設定は、別紙3の3によること。
- (2) 施工実績要件は、付さない、又は、構造や数量に関する要件を付さないことができる。
- (3) 総合評価落札方式について、適用しないことができる。
※ (1)を適用せず、(2)、(3)のみを適用する場合は、適用する根拠等は必要とするが、入札審議会に付す必要はないこと。

様式第4号【記入例】

○ ○ 第 号
年 月 日

○○審査指導監（特命課長、出納局総務課入札課長等）様

発注部局等の長

入札不調頻発工種等における地域要件設定等の緩和の適用について（依頼）

下記のとおり、地域要件設定等の緩和を適用したいことから、入札審議会で審議していただくよう依頼します。

記

業種	土木工事 など	※青色記載は記入例
等級（又は、予定価格の範囲）	C級（又は、5,000万円未満）など	
工種・工法・工事内容等	治山ダム など	
適用する地域 (市町村又は振興局等)	○○市（又は○○広域振興局管内）など	
適用する期間（入札日）	令和3年10月末まで（※必要最小限とする。）など	
適用の根拠 (入札不調率が、比較し概ね2倍以上の率になるなど高いこと。)	50.0%（入札不調件数3件、全体件数6件） 上記期間（令和2年4月から10月） (比較対象の入札不調率〇%) など	
建設関係団体からの意見聴取結果 (※特定業者の意見でないこと) (地域業者の施工余力、施工実績要件の設定、総合評価落札方式の適用等)	[施工余力] 治山ダムについて、○○市C級業者の対応は、災害復旧対応があることから10月末まで難しい。 [施工実績要件の設定] 要件緩和により、地域内の応札できる業者が増えると見込まれる。 (※設定例で要件を付さないこととなっている場合は意見聴取不要) [総合評価落札方式の適用] 応札に関して、総合評価落札方式の適用の有無は関係しない。（※3,000万円未満の場合は意見聴取不要）	

※ 入札不調に係る一覧表等の根拠資料を添付すること。

[担当：○○部○○課○○○○（内線○○）]

施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準

1 施工実績要件及び技術者資格要件等の設定

対象工事の要件の設定に当たっては、次の「施工実績要件及び技術者資格要件等の基本的な考え方」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、別に定める「条件付一般競争入札施工実績要件（例）一覧表」を参考にするものとする。

なお、特殊工事及び専門工事等において、技術的な見地からこれによることが適切ではない場合は、対象工事ごとに要件を設定できるものとする。

2 施工実績要件及び技術者資格要件等の基本的な考え方

施工実績要件等については、工事品質確保等の観点から当該工事に必要な施工実績等を求めるものである。

なお、技術的難易度が比較的高くない工種や該当業種のほとんどの業者が実績を有していると認められる場合等は、施工実績要件等は付さないものとする。また、建築物に係る電気設備工事及び管設備工事において修繕工事等で構造要件等を付す必要がない場合は、構造要件等を付さないものとする。

(1) 施工形態が単体である場合

	設計額	5億円以上	2億円以上 5億円未満	1億円以上 2億円未満	1億円未満
1	施工実績要件	対象工事の施工 数量の10分の6程 度以上又は施工工 法等の施工実績※ 1	対象工事の施工 数量の10分の4程 度以上又は施工工 法等の施工実績※ 2	対象工事の施工数量の10分の3 程度以上又は施工工法等の施工実 績（ただし、簡易な工事を除く。 ※6）	
2	技術者資 格要件等	配置予定 技術者資 格	一級相当以上の資格及び監理技術者資格※3※10 (専任配置)	付さない※4 (専任配置※ 5)	
		配置予定 技術者施 工経験	1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工 工法等の施工経験（ただし、1で要件を付さない場合は付 さない。）※7、8、9	施工経験要件は 付さない	

※1 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の8以上とする。

※2 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の5以上とする。

※3 特殊・専門工事等で下請を必要としない工事の場合は、一級相当以上の資格のみとする。

※4 下請額が5千万円（建築一式工事は8千万円）以上となる可能性が高い工事の場合は、一級相当以上の資格
及び監理技術者資格を求めるものとする。

※5 専任配置を求めるのは、設計額4千5百万円（建築一式工事は9千万円）以上の場合に限る。

※6 簡易な工事とみなして施工数量の要件を付さない場合は、設計額2千5百万円未満の工事及び補修・補完・
修繕等に係る工事とする。

※7 橋梁の支間長など、構造物の機能・規格等に係る数量を要件とする場合は、技術者の技術力を確保するため
会社に求める数量と同数量で設定するものとする。

※8 建築一式工事及び建築物に係る電気設備工事及び管設備工事の設計額2億円未満の工事については、原則と
して技術者の施工経験要件を付さないものとする。

※9 海中工事（サンドコンパクション・碎石コンパクション及びケーソン製作（ドック使用）を除く。）の設計額
5億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

※10 消防設備工事については、該当する資格が無いので一級相当以上の資格要件を付さない。

(2) 特定県営建設工事として指定し、施工形態が特定共同企業体である場合

① 2者JVの場合

設計額			5億円以上	2億円以上5億円未満
1 施工実績要件	代表者	対象工事の施工数量の10分の6程度以上又は施工工法等の施工実績※1	対象工事の施工数量の10分の4程度以上又は施工工法等の施工実績※2	対象工事の施工数量の10分の4程度以上又は施工工法等の施工実績※2
				代表者に求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工実績、若しくは付さない
2 技術者資格要件等	配置予定技術者資格	代表者	一級相当以上の資格及び監理技術者資格※3 (専任配置)	1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※4、5
		非代表者		
	配置予定技術者施工経験	代表者	1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※4、5	1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※4、5
		非代表者		

※1 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の8以上とする。

※2 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の5以上とする。

※3 特殊・専門工事等で下請を必要としない工事の場合は、一級相当以上の資格のみとする。

※4 橋梁の支間長など、構造物の機能・規格等に係る数量を要件とする場合は、技術者の技術力を確保するため会社に求める数量と同じ数量で設定するものとする。

※5 海中工事（サンドコンパクション・碎石コンパクション及びケーソン製作（ドック使用）を除く。）の設計額5億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

② 3者JVの場合

設計額			5億円以上
1 施工実績要件	代表者	対象工事の施工数量の10分の6程度以上又は施工工法等の施工実績※1	対象工事の施工数量の10分の6程度以上又は施工工法等の施工実績※1
	非代表者①	代表者に求める施工実績の2分の1程度以上の数量の施工実績	代表者に求める施工実績の2分の1程度以上の数量の施工実績
2 技術者資格要件等	配置予定技術者資格	非代表者②	代表者に求める施工実績の4分の1程度以上の数量の施工実績、若しくは付さない
		代表者	一級相当以上の資格及び監理技術者資格※2 (専任配置)
		非代表者①	
	配置予定技術者施工経験	非代表者②	一級相当以上の資格(専任配置)
		代表者	1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※3
		非代表者①	
		非代表者②	

※1 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の8以上とする。

※2 特殊・専門工事等で下請を必要としない工事の場合は、一級相当以上の資格のみとする。

※3 橋梁の支間長など、構造物の機能・規格等に係る数量を要件とする場合は、技術者の技術力を確保するため会社に求める数量と同じ数量で設定するものとする。

注1) 配置予定技術者資格は、別添4-1「技術者資格区分対応表」及び別添4-2「建設業法における技術者制度」を参照のこと。

注2) 一級相当以上の資格とは、次の例を参考にすること。

一級の資格	建設業の種類	同等以上の資格と認められるもの
1級土木施工管理技士	土木一式工事 舗装工事	<ul style="list-style-type: none">・ 1級建設機械施工管理技士・ 技術士・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
	鋼構造物工事	<ul style="list-style-type: none">・ 1級建築施工管理技士・ 一級建築士・ 技術士・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級建築施工管理技士	建築一式工事	<ul style="list-style-type: none">・ 一級建築士・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級電気工事施工管理技士	電気工事	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級管工事施工管理技士	管工事	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
1級電気通信工事施工管理技士	電気通信工事	<ul style="list-style-type: none">・ 技術士・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

ただし、機械設備工事（機械器具設置工事業の許可を要するもの）、ボーリング工事（さく井工事業の許可を要するもの）について、上記例に基づき技術者要件を設定した場合に一級相当と認められる資格が「技術士又は国土交通大臣が認定した者」のみとなるため、例外として、建設業法第15条第2号ロに該当する者の配置を認めるものとする。この場合、入札公告に次のように明記すること。

(例) 機械設備工事 ⇒ 機械部門の技術士又は機械器具設置工事業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくはハに該当する者であること。

注3) 技術士については、建設工事の種類に応じて選択科目が異なることから、別添4-1「技術者資格区分対応表」により適切に設定すること。

(例) 土木工事 ⇒ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））

注4) 「特殊・専門工事で施工難度が高い場合」とは、次の例を参考にすること。

- ① 空港関連工事のうち、滑走路、エプロン又は誘導路等の舗装工事
- ② 港湾関連工事のうち、グラベルコンパクション等海中地盤改良工事又はハイブリッドケーソンなど技術的に高度なケーソン
- ③ 橋梁工事のうち、ニューマチックケーソン等技術的に高度な橋梁
- ④ トンネル工事のうち、大規模断層がある等地山の地層に複雑で変化のある長大トンネル及び近接トンネル
- ⑤ その他、技術的に高度な特殊・専門工事と認められるもの

注5) 施工実績における受注形態の考え方

施工実績と認める受注形態は、次のとおりとする。

なお、5億円以上は、過去の事例を基本としつつ、発注する工事の規模や内容に応じて適切に設定するものとする。

設計額		5億円以上	1億円以上5億円未満	1億円未満
企業の施工実績要件	基 本	一般土木	—	元請 (JV 非 20%)・下請
		建築・管・電気	元請 (JV 非 20%)	元請 (JV 非 20%)
	特殊専門工事	元請 (JV 代)	元請 (JV 代)	元請
技術者の施工実績要件	基 本	一般土木	—	元請・下請
		建築・管・電気	元請	元請
	特殊専門工事	元請	元請	付さない

- ※ 上表は、単体又はJV代表者に対して適用することとし、JV非代表者については、過去の事例を参考しながら設定するものとする。なお、JV非代表者の施工実績としてJV非代表実績を認める場合に、出資比率を限定する必要がある場合は、「出資比率20%以上」とすることを原則とする。
- ※ 単に元請とした場合は、共同企業体の構成員（出資比率を問わない。）として施工した実績を含む。
- ※ 「JV代」とは、共同企業体の構成員として施工した工事について、代表者として施工した実績に限ることをいう。
- ※ 「JV非20%」とは、共同企業体の構成員として施工した工事について、出資比率が20%以上の場合の実績に限ることをいう。
- ※ 設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者における施工実績が、JV非代表（出資比率20%以上）の施工実績である場合は、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する非代表者の出資比率の割合を乗じて得られた数量を実績として認めるものとする。〔JV非代表の施工実績=JV施工数量×（非代表者の出資比率／代表者の出資比率）〕
- ※ 下請は、一次下請をいう。
- ※ 交通信号機工事（電気設備工事に限る。）、路面標示塗装工事及び標識設置工事は、一般土木工事に準じて下請実績を認めることとする。

注6) 施工実績要件及び技術者資格要件等の取扱いに係る留意事項

別添4-3のとおりとする。

技術者資格区分対応表

資 格 区 分	建設業の種類														
	土木	建築	とび	電気	管	鋼構	舗装	しゅ	塗装	防水	機械	通信	造園	さく	水道
法第7条第2号イ該当（指定学科卒業+実務経験）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）	△	△		△	△	△	△						△		
法第15条第2号ヘ該当（同号ロと同等以上）			△					△	△	△	△	△	△	△	△
建設業 法	1級 建設機械施工管理技士	(◎)	(◎)			(◎)									
	2級 ハ (第1種～第6種)	(○)	(○)			(○)									
	1級 土木施工管理技士	(◎)	(◎)			(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(③)			(③)	(◎)	
	1級 土木施工管理技士補			(③)				(③)	(③)	(③)			(③)	(③)	
	2級 土木施工管理技士（土木）	(○)	(○)			(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)		(○)	(○)	
	2級 ハ (鋼構造物塗装)			(⑤)				(⑤)	(○)	(○)			(○)	(○)	
	2級 ハ (薬液注入)			(○)				(⑤)	(⑤)	(⑤)			(○)	(○)	
	2級 土木施工管理技士補			(⑤)				(⑤)	(⑤)	(⑤)			(○)	(○)	
	1級 建築施工管理技士		(◎)	(◎)		(◎)		(◎)	(◎)	(◎)	(③)		(○)	(○)	
	1級 建築施工管理技士補			(③)				(③)	(③)	(③)			(○)	(○)	
	2級 建築施工管理技士（建築）		(○)	(⑤)				(⑤)	(⑤)	(⑤)			(○)	(○)	
	2級 ハ (躯体)			(○)			(○)		(⑤)	(⑤)	(⑤)		(○)	(○)	
	2級 ハ (仕上げ)			(⑤)				(○)	(○)	(○)			(○)	(○)	
	2級 建築施工管理技士補			(⑤)				(⑤)	(⑤)	(⑤)			(○)	(○)	
	1級 電気工事施工管理技士				(◎)						(③)			(○)	
	1級 電気工事施工管理技士補										(③)			(○)	
	2級 電気工事施工管理技士						(○)				(⑤)			(○)	
	2級 電気工事施工管理技士補										(⑤)			(○)	
	1級 管工事施工管理技士					(◎)					(③)			(○)	
	1級 管工事施工管理技士補							(③)			(③)			(○)	
	2級 管工事施工管理技士						(○)			(⑤)			(○)	(○)	
	2級 管工事施工管理技士補							(⑤)		(⑤)			(○)	(○)	
	1級 電気通信工事施工管理技士											(◎)			
	2級 ハ											(○)			
	1級 造園施工管理技士				(③)			(③)	(③)	(③)			(○)	(○)	
	1級 造園施工管理技士補				(③)			(③)	(③)	(③)			(○)	(○)	
	2級 造園施工管理技士				(⑤)			(⑤)	(⑤)	(⑤)			(○)	(○)	
	2級 造園施工管理技士補				(⑤)			(⑤)	(⑤)	(⑤)			(○)	(○)	
建築士法	1級 建築士	(◎)			(◎)										
	2級 ハ	(○)													
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理（建設）（「鋼構造及びコンクリート」を除く）	(◎)	(◎)	(◎)		(◎)	(◎)				(◎)				
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	(◎)	(◎)	(◎)		(◎)	(◎)	(◎)			(◎)				
	農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）	(◎)	(◎)												
	電気電子・総合技術監理（電気電子）				(◎)							(◎)			
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）					(◎)						(◎)			
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く）											(◎)			
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）						(◎)						(○)	(○)	
	上下水道「下水道」・総合技術監理（上下水道「下水道」）						(◎)						(○)	(○)	
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	(◎)	(◎)					(◎)							
	森林「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業・林産」）											(◎)			
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	(◎)	(◎)									(◎)			
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）					(◎)							(◎)		
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）					(◎)							(◎)		
	衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理（衛生工学「建築物環境衛生管理」）					(◎)									

資格区分	建設業の種類														
	土木	建築	とび	電気	管	鋼構	舗装	しゅ	塗装	防水	機械	通信	造園	さく	水道
電気工事士法	第一種 電気工事士				○										
	第二種 ノ				③										
電気事業法	電気主任技術者（第一種～第三種）					⑤									
電気通信事業法	電気通信主任技術者										⑤				
	工事担任者（注8）											③			
水道法	給水装置工事主任技術者						①								
消防法	甲種消防設備士												○		
	乙種 ノ												○		
職業能力開発促進法（注4）	1級型枠施工				○										
	2級 ノ（注9）				③										
	1級とび・とび工				○										
	2級 ノ（注10）				③										
	1級コンクリート圧送施工				○										
	2級 ノ（注9）				③										
	1級ウェルボイント施工				○										
	2級 ノ（注11）				③										
	1級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管					○									
	2級 ノ					③									
	1級給排水衛生設備配管					○									
	2級 ノ					○									
	1級配管・配管工（注6）					○									
	2級 ノ（注6）					③									
その他	1級建築板金「ダクト板金作業」					○									
	2級 ノ					③									
	1級鉄工・製罐（注7）						○								
	2級 ノ（注7）						③								
	1級塗装・木工塗装・木工塗装工							○							
	2級 ノ							③							
	1級建築塗装・建築塗装工								○						
	2級 ノ								③						
	1級金属塗装・金属塗装工								○						
	2級 ノ								③						
その他	1級噴霧塗装							○							
	2級 ノ							③							
	路面標示施工								○						
	1級造園									○					
	2級 ノ									③					
	1級防水施工									○					
	2級 ノ									③					
	1級さく井										○				
	2級 ノ										③				
	地すべり防止工事士（1年）（注12）				①										
その他	基礎施工士（基礎ぐい工事）				○										
	建築設備士（1年）					①	①								
	計装土（1年）					①	①								
	登録基幹技能者（注5）					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※「県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き」を参考

- (注) 1 「△」は、該当する建設業の種類においてのみ有効。
- 2 「①」「③」「⑤」の数字は、当該資格取得後、建設業法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数。
- 3 「○」は指定業種（5業種）の格付要件で「1級相当」に、「○」及び「△」は「2級相当」にそれぞれ該当。
- 4 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

- 5 登録基幹技能者は、工事種別に応じて申請。2級相当の技術者として扱う。
- 6 職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。
- 7 昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限る。
- 8 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の資格者証又は「総合通信」の資格者証に限る。
令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程を修了し、又は総務大臣から同等以上の認定を受けたもので、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し3年以上の実務の経験を有するものとする。
- 9 合格後、コンクリート工事に関し3年以上の実務経験を有する者。
- 10 合格後、とび工事に関し3年以上の実務経験を有する者。
- 11 合格後、土工工事に関し3年以上の実務経験を有する者。
- 12 合格後、土工工事に関し1年以上の実務経験を有する者。

別表

登録基幹技能者の対応表

※ 登録基幹技能者を技術者として記入する際の別添4-1において対応する建設工事の種類。

登録基幹技能者	対応する工事種別
登録電気工事基幹技能者	電気、通信
登録橋梁基幹技能者	とび、鋼構
登録造園基幹技能者	造園
登録コンクリート圧送基幹技能者	とび
登録防水基幹技能者	防水
登録トンネル基幹技能者	とび
登録建設塗装基幹技能者	塗装
登録機械土工基幹技能者	とび
登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ
登録P C基幹技能者	とび
登録配管基幹技能者	管
登録鳶・土工基幹技能者	とび
登録切断穿孔基幹技能者	とび
登録エクステリア基幹技能者	とび
登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水
登録ダクト基幹技能者	管
登録グラウト基幹技能者	とび
登録冷凍空調基幹技能者	管
登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園
登録基礎工基幹技能者	とび
登録標識・路面標示基幹技能者	とび、塗装
登録消火設備基幹技能者	消防
登録土工基幹技能者	とび
登録発破・破碎基幹技能者	とび
登録圧入工基幹技能者	とび
登録送電線工事基幹技能者	とび、電気
登録さく井基幹技能者	さく井
登録あと施工アンカー基幹技能者	とび
登録計装基幹技能者	電気、管、機械器具設置、通信
登録土質改良基幹技能者	とび
登録都市トンネル基幹技能者	とび
登録潜函基幹技能者	とび

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		○指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園		○その他 左記以外の22業種		
建設業の許可制度	許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業	
	営業所に必要な専任の技術者の資格要件	一級国家資格者、国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者		一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者
元請工事における下請金額の金額合計	5,000万円以上 ※1	5,000万円未満 ※1	5,000万円以上は契約できない※1	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者、国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者、実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
技術者の現場専任	工事を請負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 ただし、営業譲渡又は会社分割により建設業を譲り受け又は継承した企業は、3年間に限り、それぞれ譲渡又は分割を行った企業からの出向者を現場技術者とすることが可能					
資格者証の必要性	発注者が国、公共団体等の場合に必要	必要ない		発注者が国、公共団体等の場合に必要	必要ない	

※1 建築一式工事の場合は8,000万円に読み替える。

※2 ①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、電気施設、学校、福祉施設、図書館、美術館、教会、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、ごみ処理施設等の建設工事（個人住宅を除くほとんどの施設が対象）

※3 建築一式工事は9,000万円以上に読み替える。

施工実績要件及び技術者資格要件等の取扱いに係る留意事項

1 施工実績及び施工経験として認める期間

施工実績及び施工経験として認める期間は、工事を発注する年度及び工事を発注する前年度から起算して15年間とする。

なお、当該期間については入札公告に示すものとする。

2 施工実績等

- (1) 企業の施工実績及び技術者の施工経験（以下「施工実績等」という。）と認められるものは、工事が完成し、対象工事の入札参加申請書の受付期限の日までに引渡しが完了しているものに限る。
- (2) 施工実績等の確認は、入札参加資格に示した施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し等）により行うものとし、当該工事の発注者の証明書等によるものは認めないものとする。
- (3) 施工実績等としての工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（C O R I N S）」に登録されている場合は、登録内容確認書の写しをもって確認するものとする。ただし、施工数量、構造、工法等の必要事項が確認できるものに限る。
- (4) 一体的な施設等として、連続した年度で別発注とされた建設工事にあっては、当該複数の契約工事の諸元数値の合計値をもって施工実績等とみなすことができるものとする。ただし、当該複数の契約内容及び一体的な施設等の建設工事であることを確認できる書類を提出できるものに限る。
- (5) 建築一式工事、電気設備工事及び管設備工事において1契約で複数の建物を施工した実績及び経験にあっては、主たる建物の構造及び延床面積をもって施工実績等とするものとする。ただし、当該複数の建物が連続した構造となっている等一体的な建物の場合は、合計延床面積をもって施工実績等とするものとする。
- (6) 元請の実績及び経験については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国又は地方公共団体であるか、民間であるかは問わないこと。ただし、ほ場整備工事については、国、地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・開発機構（当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。）が発注した建設工事の施工実績等に限り認めるものとすること。
- (7) 一次下請の実績及び経験については、施工実績等要件の内容が明確に確認できるよう、施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、図面等）が提出されたものに限る。
- (8) 舗装工事及び法面処理工事の入札公告において自社施工を条件としている場合には、自社施工体制届出書により確認することとし、不明な点があれば更に資料を求めるものとする。
- (9) 設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者における施工実績が、JV非代表（出資比率20%以上）の施工実績である場合は、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する非代表者の出資比率の割合を乗じて得られた数量を実績として認めるものとする。〔JV非代表の施工実績＝JV施工数量×（非代表者の出資比率／代表者の出資比率）〕

3 配置予定技術者

- (1) 入札公告の技術者資格の「これと同等以上の資格」は、別添4－1「技術者資格区分対応表」により判断するものとする。なお、配置予定技術者の資格は、別添4－4「配置予定技術者の資格確認書類」による資格免状等の写し又は実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書等の写しにより確認するものとする。

(2) 配置予定技術者の施工経験

- ア 配置予定技術者の施工経験時の状況が見習いの場合又は実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないものとする。
- イ 配置予定技術者の施工経験は、全工期従事した者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間従事しなかった者であっても、当該工事に従事した期間が契約工期の始期から終期まで

の日数（工事を全面的に一時中止している期間を除く。）の2分の1以上（工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事については、工場製作に従事した技術者は工場製作に要した日数の2分の1以上、現場施工に従事した技術者は現場施工に要した日数の2分の1以上とする。）である場合は認めるものとする。なお、一つの従事役職を途中交代により3名以上の技術者が従事し、従事期間がいずれも2分の1に満たない場合は、最も長い期間従事した技術者に対して、当該工事の施工経験を認めるものとする。

- ウ 配置予定技術者に一定の資格要件（例：1級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時における当該資格の保有は要件としていないものである。
 - エ 会社の施工実績の要件と同等の工事経験を設定している場合、会社の施工実績とする工事と配置予定技術者の施工経験とする工事は、別の工事でも可とする。
- (3) 建設業法に定める経営業務の管理責任者及び営業所専任技術者を配置予定技術者とすることは、原則として認めないものとする。

4 営繕系工事における留意事項

建築一式工事、電気設備工事、管設備工事等の営繕系工事において、施工実績等として構造及び延床面積の要件を付した場合（例：〇〇造、〇〇〇m²以上）の実績及び経験については、次のとおり取り扱う。

- (1) 施工実績等は、新築の建物以外でも認められるが、次により判断する。
 - ア 増築工事の場合
増築部分の構造及び延床面積のみを実績及び経験として認める。
 - イ 改修工事の場合
 - ア) 構造
改修工事内容が既存建物の躯体の構造を了知しなければ施工できない工事の場合に認めるものとする。
(例) 建築一式工事 SRC造又はRC造の要件を付した場合
改修建物がRCであっても改修部分が内装のみの場合は、実績及び経験としては認めないものとする。
 - イ) 延床面積
改修工事対象部分の延床面積のみを実績及び経験として認めるものとする。
(例) 改修建物延床面積10,000m²、改修工事対象部分が延床面積3,000m²の場合
実績及び経験として認める能够性のあるのは、改修工事の対象となった3,000m²のみである。
- (2) 施工実績が1契約で複数の建物である場合は、次により判断することとする。
 - (例) 本館 RC造 延床面積20,000m²、付属棟 S造 延床面積5,000m²
SRC造又はRC造の要件を付した場合は、本館RC造部分の20,000m²のみを実績及び経験として認めるものとする。ただし、体育館等で主たる構造がRC造で屋根部分のみがS造である等一体的な施設の建設工事であった場合については、工事毎に個別に判断するものとする。

5 建設業許可等

- (1) 建設業許可
建設業の許可通知書の写しによるものとする。ただし、県外業者にあっては、営業所の所在地及び許可業種が確認できる建設業許可申請書〔別表〕の写しを添付させるものとする。
- (2) 配置予定技術者の3ヶ月以上の継続雇用関係
雇用関係を証明できる監理技術者資格者証、健康保険証、標準報酬決定通知書の写し等によるものとする。
- (3) 経営事項審査
入札参加資格書類を発注機関に提出する日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写しによるものとする。
- (4) その他入札参加資格の確認のため必要と認める事項
共同企業体協定書の写し、自社施工体制届出書等、必要に応じて提出を求めた書類によるものとする。

6 入札参加資格確認調書の記載内容の補正等

- (1) 入札参加資格の確認に際し、落札候補者から入札参加資格確認調書に記載した施工実績又は配置予定技術

者を変更したい旨の申し出があり、入札参加資格確認調書の記載内容の補正が必要と認められた場合（軽微な補正を除く。）は、1回に限り入札参加資格確認調書の差替えを認めることができるものとする。

(2) 入札参加資格確認調書の差替えを認めた場合であっても、資格確認書類の提出期限の変更（延長）は行わないものとする。

配置予定技術者の資格確認書類

【一般建設業】

建設業法	内 容	確認書類
法第7条第2号イ該当	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの	実務経験証明書 ・大学、高等専門学校卒業後3年以上の実務経験 ・高等学校卒業後5年以上の実務経験
法第7条第2号ロ該当	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者	10年以上の実務経験証明書
法第7条第2号ハ該当	国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者	資格免状等

【特定建設業】

建設業法	内 容	確認書類
法第15条第2号イ該当	法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者	資格免状等
法第15条第2号ロ該当	法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額(*)以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者 * 政令で定める金額 S59. 9. 30以前 請負代金額 1,500万円以上 S59. 10. 1～H6. 12. 27 同 3,000万円以上 H6. 12. 28以降 同 4,500万円以上	2年以上の指導監督的実務経験証明書
法第15条第2号ハ該当	国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者	大臣の認定書

自社施工要件の設定基準

1 自社施工の要件設定

適切な施工体制の確保及び品質確保の観点から、舗装工事、法面処理工事、塗装工事及び防水工事においては、次のとおり自社雇用の技能者等で必要な施工体制を確保できる要件を設定する。

種別	主たる工種	使用機械	自社施工の条件設定の例
舗装工事	アスファルト舗装	アスファルトフィニッシャー	アスファルトフィニッシャー（コンクリートフィニッシャー、路面切削機、スタビライザ）のオペレーターは、自社（連結決算会社又は専ら自社の下請を行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。
	排水性アスファルト舗装		
	コンクリート舗装		
	路面切削		
	路上再生路盤		
法面処理工事	モルタル・コンクリート吹付	モルタルコンクリート吹付機	吹付工（ボーリングマシンによる削孔工）に従事する技術者及び作業員の総数の2分の1以上は、自社（連結決算会社又は専ら自社の下請を行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。
	吹付杵		
	植生基材吹付		
	連続繊維補強土		
	グラウンドアンカー		
塗装工事	建物、橋梁、鋼構造物、路面標示		塗装工事、防水工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社（連結決算会社を含む。）雇用の者を配置できること。
防水工事			

※ 吹付工に従事する技術者及び塗装工事、防水工事の主要工種に配置する職長は、監理（主任）技術者及び増員技術者と兼務しないこと。

※ 上記以外の工種において、自社施工とする必要があると認められる場合は、上記に準じて自社施工の条件を設定するものとする。

※ 技能士等とは、1級技能士、2級技能士で実務経験3年以上（ただし、路面標示施工技能士は単一等級であり実務経験不要）、又は、登録基幹技能者とする。

[参考：塗装工事及び防水工事に係る技能士の種類]

種別	工法等	主要工種に係る職長に必要となる技能士の種類
塗装工事	建物、橋梁、鋼構造物	建築塗装、木工塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装
	路面標示	溶融ペイントハンドマーク、加熱ペイントマシンマーク
防水工事		アスファルト防水、ウレタンゴム系塗膜防水、アクリルゴム系塗膜防水、合成ゴム系シート防水、塩化ビニル系シート防水、セメント系防水、シリカ系防水、改質アスファルトシート工法防水、改質アスファルトシート常温粘着工法防水、FRP防水

2 自社施工体制の確認

- (1) 自社施工の条件を設定した対象工事については、開札後、落札候補者から自社雇用の技能者等で必要な施工体制を確保できることを確認するために、次のとおり自社施工体制届出書の提出を求めるものとする。
 - ア 舗装工事の場合 「舗装工事自社施工体制届出書」（様式第1号）
 - イ 法面処理工事の場合 「法面工事自社施工体制届出書」（様式第2号）
 - ウ 塗装工事、防水工事の場合 「塗装工事及び防水工事自社施工体制届出書」（様式第3号）
 なお、様式は別に定める。
- (2) 自社施工の条件を満たすかどうかの確認は、落札候補者から提出された届出書の記載内容により行うものとする。なお、記載内容を確認するため、届出書に併せて落札候補者から雇用関係が確認できる資料の提示又は連結決算が確認できる財務諸表、下請契約書等の写しの提出を求めるものとする。
 - ・ 連結決算会社：財務諸表等で確認できる資料の写し
 - ・ 完全協力会社：直近の3年間（入札を実施する年度の前年度から起算して3年間）継続して年間2回以上のアスファルトフィニッシャー等による舗設工事又はモルタルコンクリート吹付機による吹付工事等の下請契約を行っていることが証明できる書類（契約書等）の写し

その他必要な資格等の設定基準

1 一般建設業許可と特定建設業許可の区分

一般建設業許可業者に発注した場合、建設業法に抵触する下請が行われる可能性が高いと推察される下限の金額（目安）を設計額1億円とし、設計額1億円以上の工事は、特定建設業許可を有していることを条件とする（配置予定技術者の資格として監理技術者資格を求める場合を除く。）。

ただし、特殊設備等明らかに下請が5千万円（建築一式工事は8千万円）以上となる可能性が高い工事の場合は、設計額1億円未満であっても特定建設業許可を有していることを条件とすること。

区分	入札公告への表示
特定建設業許可を有していることを条件とする場合	○○工事業に関する特定建設業の許可を有していること。
特定建設業許可を有していることを条件としない場合	○○工事業に関する特定又は一般建設業の許可を有していること。

2 工事種別と建設業許可業種

（1）県営建設工事の工事種別とそれに対応する建設工事の種類（建設業許可業種）は、次のとおりである。

県営建設工事種別	建設業許可業種	土	建	電	管	舗	鋼	とび・土工	機械器具設置	塗	電気通信	しゅんせつ	造園	さく井	消防施設	防水	水道施設
		木築	気	装	構造物	土工	装置	装	装	通信	園	通信	設	水			
1 土木	木	○															
2 建築一式			○														
3 電気設備				○													
4 管設備					○												
5 舗装						○											
6 鋼橋上部							○										
7 プレストレスト・コンクリート		○															
8 法面処理								○									
9 機械設備	※							○	○								○
10 塗装										○							
11 グラウト								○									
12 通信設備											○						
13 しゅんせつ												○					
14 造園													○				
15 ボーリング	※								○					○			
16 消防設備																○	
17 標識設置									○								
18 鋼工作物							○										
19 防水																○	

※ 機械設備は、鋼構造物、機械器具設置又は水道施設のうち、対象工事に適当なもの。

※ ボーリングは、とび・土工又はさく井のうち、対象工事に適当なもの。

法面処理工事	モルタル吹付工、種子・客土吹付工、厚層基材吹付工、吹付法枠工、ロックボルト工、グラウンドアンカーワーク等の工事を指すこと。
機械設備工事	機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（下水道処理設備、ポンプ、水門機械、水閘門、エレベーター等の設備）を指すこと。
塗装工事	建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装を指すこと。
通信設備工事	電話交換機械設備、無線通信設備、河川・ダム管理設備、信号機及び電光式道路情報板設置工事を含むこと。
鋼工作物工事	鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）を指すこと。
防水工事	建物防水工事、アスファルト防水、シート防水、塗膜防水等を指すこと。

(2) 工事種別と建設工事の種類（建設業許可業種）が1対1とならない工事（前表中※表示）

県営建設工事の種別	対応する建設工事の種類
機械設備	・鋼構造物のうち水閘門 ・機械器具設置は全般 ・水道施設のうち下水処理場、浄水場等の機械設備に類する工事
ボーリング	とび・土工のうちボーリング工事に類する工事。さく井は全般。

(3) 工事種別と建設工事の種類（建設業許可業種）が1対1となるが、工事内容に限定のある工事

県営建設工事の種別	限定する工事内容
標識設置	標識の製作、設置工事に限定
鋼工作物	鋼構造物のうち、鋼橋上部及び機械設備に該当しない工事

3 対象工事の施工に必要な許可又は資格を条件とする場合

複数の業種にわたる工事の場合は、工事の内容に照らし、主たる業種の資格を条件とし、従たる業種の建設業許可を併せもつことを条件とすることができる。

また、対象工事の施工に必要な許可及び資格を有することを条件とすることができる。

(例1) 上下水道工事 ⇒ 当該市町村の上下水道工事業者の指定を受けている者

(例2) 鉄道（JR、IGR、三陸鉄道）に近接して工事を施工する場合 ⇒ JR東日本の工事等登録会社名簿（東北地区）の鉄道特異工事への登録を受けている者

(例3) 通信設備工事で電気通信事業法第72条による工事担任者資格が必要な場合

⇒ 第一級アナログ通信、第二級アナログ通信、第一級デジタル通信、第二級デジタル通信、総合通信

(※上記のうち、対象工事の設備及び回線数等に応じて必要な資格を設定すること。)